

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六―六）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び在上海日本国総領事館」を「、在上海日本国総領事館及び在香港日本国総領事館」に改める。

附 則

この規則は、令和七年九月一日から施行する。